省令

○財務省令第六十八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十五条第一項」を「奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項」に改める。

第二百十八条第一項第四号中「奄美群島振興開発特別措置法第五十五条第一項」を「奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・国土交通省令第三号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、この省令を制定する。

平成二十七年七月十五日

財務大臣　麻生　太郎

国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第五十条第一号」を「第五十二条第一号」に改め、同条第二号中「第五十条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条第三号中「第五十条第四号」を「第五十二条第四号」に改める。

第十一条第一項第一号中「第五十条第一号」を「第五十二条第一号」に改め、同項第二号中「第五十条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条第二項中「第五十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第十七条中「第五十三条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第十八条中「第五十四条」を「第五十六条」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年七月十六日）から施行する。

○国土交通省令第五十三号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十七年七月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（港湾法施行規則及び公有水面埋立法施行規則の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

一　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）附則第二項

二　公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省・建設省令第一号）第十五条の二第一号

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章　業務方法書の記載事項（第二条）
第三章　中期計画（第三条・第四条）
第四章　年度計画等（第五条・第六条）
第五章　中期目標に係る業務の実績（第七条・第八条）
第六章　財務及び会計（第九条―第二十三条）」

を

「第二章　監査報告等（第二条）
第三章　業務方法書の記載事項（第三条・第四条）
第四章　中期計画（第五条・第六条）
第五章　年度計画の記載事項等（第七条）
第六章　業務実績等報告書（第八条）
第七章　財務及び会計（第九条―第二十三条）
第八章　再就職者による法令等違反行為の依頼等（第二十三条の二・第二十三条の三）」

に、「第七章」を「第九章」に、「第八章」を「第十章」に、「第九章」を「第十一章」に、「第十章」を「第十二章」に改める。

第一条の見出しを削る。

第二十五条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　法第十七条の二第一項の規定による機構の投資を受けて整備敷地等を含む土地の区域において同項に規定する事業を営む者

第十章を第十二章とし、第七章から第九章までを二章ずつ繰り下げる。

第二十三条の次に次の章名を付する。

第八章　再就職者による法令等違反行為の依頼等

第六章を第七章とする。

第八条の見出しを削る。

「第五章　中期目標に係る業務の実績」を「第六章　業務実績等報告書」に改める。

第七条の見出しを削る。

「第四章　年度計画等」を「第五章　年度計画の記載事項等」に改める。

第三章を第四章とし、第二章を第三章とする。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章　監査報告等

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式裏面中「第二十六条」を「第二十九条」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年七月十六日）から施行する。